**平成２６年（フ）第１１号**
愛知県東海市富木島町向イ119　トヨタ自動車織機松雲寮１棟―301Ｂ、住民票上の住所福岡県宮若市本城176番地
債務者　佐伯　直良（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２６年（フ）第９０号**
熊本市北区清水新地３丁目５番124号　ソルテフロール１階105号
債務者　本田　謙二
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第１１７号**
熊本県宇土市岩古曽町558番地１　グリーンレジデンスⅠ101、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野298番地１
債務者　遠山　剛広
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第６９号**
岐阜市昭和町２丁目５番地５　サンハイツ愛102号室
債務者　三輪　智彦
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第９１号**
山口県宇部市明神町２丁目１番56―203号岬市営住宅５棟
債務者　門脇　千佳
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第４９号**
石川県白山市西美沢野１丁目１番地２、従前の住所石川県白山市宮永市町289番地２
債務者　荒木　大輔
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６号**
三重県いなべ市藤原町市場166番地
債務者　松本明子こと　村上　明子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第２５号**
三重県桑名市新西方５丁目278番地　ドリーム203号
債務者　西村　武幸
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２６年（フ）第３３号**
滋賀県東近江市垣見町840番地ヴィラ花水木101号
債務者　北川みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第５０号**
神戸市垂水区本多聞５丁目１番171―406号
債務者　梅田　達矢
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６７号**
神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上１番地の２ライオンズマンション301号、従前の住所神戸市須磨区大田町６丁目４番９号
債務者　福田　博人
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１６３号**
鳥取県鳥取市安長315番地６
債務者　大高美由紀
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１１号**
広島県尾道市因島土生町280番地
債務者　東　　一男
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２６年（フ）第１２号**
広島県世羅郡世羅町大字安田293番地
債務者　上根　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２６年（フ）第３７号**
愛媛県松山市小坂２丁目７番24号　第79杉フラット603号
債務者　中川　千香
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２３０３号**
東京都新宿区愛住町13　小松方
債務者　寺内　正勝
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２３０８号**
千葉県市川市香取１丁目４―10―201、住民票上の住所千葉県市川市湊新田１丁目９―18―101
債務者　植村　美穂
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部